

事 務 連 絡
令和 7 年 1 月 21 日

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課

医療用医薬品の製造の状況・サプライチェーンに関する調査
の実施について（周知依頼）

平素より医療用医薬品の安定的な確保に御協力いただきありがとうございます。
す。

さて、令和 3 年 3 月、厚生労働省においては、国民の生命保護及び切れ目なき
医療供給のために、安定確保の配慮が特に必要とされる医薬品を、日本医学会傘
下の学会からの提案に基づき、「安定確保医薬品」として選定し、取組の優先度
に応じて A～C のカテゴリ分類を行い、リスト化したところです。

この安定確保医薬品のリストについては、選定・分類から 3 年が経過しており、
その間に、医療の進歩とともに治療ガイドラインの改定が行われていること等
から、「医療用医薬品の安定確保策に関する関係者会議」（令和 6 年 11 月実施）
の議論において見直し方針が決定されました。

令和 7 年 1 月 7 日には、当該見直し方針に基づき、日本医学会を通じて、日本
医学会傘下の学会に対して、安定確保医薬品への成分の追加等に係る提案につ
いて、協力を依頼したところです。

今後、日本製薬団体連合会にも御協力いただき、製造販売業者に対し、現在安
定確保医薬品として選定されている成分及び学会から安定確保医薬品への追加
の提案のあった成分等について、製造の状況・サプライチェーンに関して調査を
実施することとしています。

つきましては、貴管下の医療用医薬品製造販売業者に対して、当該調査にご協
力いただけるよう、周知徹底をお願いいたします。

なお、具体的な作業内容等の調査の詳細については、追って日本製薬団体連合
会から各医療用医薬品製造販売業者に対して依頼が行われる予定です。